

6 水 漁 第 1 9 2 3 号
令和 7 年 3 月 1 7 日

北海道農政事務所長
各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
各都道府県水産主務課長
輸出拡大協議会

殿

水 産 庁 長 官
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙等
の一部改正について

我が国から米国向けに輸出されるエビ製品について発行する輸出証明書については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の別紙 US-S3「アメリカ合衆国向け輸出エビ製品の取扱要綱」に基づき取り扱われているところです。

今般、米国側との協議の結果、手続規程の別紙 US-S3 について下記のとおり一部改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 輸出証明書の申請に必要な書類の様式変更に伴う改正
- 2 （別表）アメリカ合衆国関税番号の変更等に伴う改正

以上